

平成30年6月22日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

京都大学総務部法務室情報公開掛

開示文書の送付について

平成30年6月20日付けで開示実施申出のありました法人文書について、下記のとおり送付しますので、ご査収ください。

記

〔京大総法情第51号〕

- ・ 部局長会議（平成29年12月12日開催）議事録
- ・ 教育研究評議会（平成29年12月19日開催）議事録
- ・ 役員会（平成29年12月19日開催）議事録
- ・ 京都大学立看板規程を制定した際の決裁文書

計 A4判文書8枚
(以上)

京都大学総務部法務室情報公開掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

TEL: 075-753-2073、FAX: 075-753-2092

平成29年度 第8回 部局長会議 議事録

日時：平成29年12月12日（火）13：30～14：45

場所：本部棟5階大会議室

出席者：山極総長

阿曾沼、川添、北野、佐藤、湊、森田、北村、渡邊、徳賀、村中、平田、稻垣（恭）、洲崎、文、平野、上本、中山、繩田、杉山、石原、太田、山本（章）、垣塚、寶、舟川、中西、若林、时任、高木、開、岸本、中川、青木、溝端、川端、湯本、河野、稻垣（暢）、村山、大鳥、喜多、引原、伊藤

以上各構成員

戸口田

以上代理出席

欠席者：稻葉、有賀、山本（克）、森

以上各構成員

前回議事録の確認

平成29年11月28日（火）開催分の議事録（案）について、確認のうえ、原案どおり承認された。

【議事】

1. 大学院横断教育プログラム推進センター設置準備委員会の今後の進め方について
大院横断教育プログラム推進センター設置準備委員会の今後の進め方について説明があり、協議の結果、了承された。

2. 京都大学創立百二十五周年記念事業の検討状況について
京都大学創立百二十五周年記念事業の検討状況について説明があり、協議の結果、了承された。

※本件は、部局長会議と京都大学創立百二十五周年記念事業委員会（以下「事業委員会」という。）の構成員が同じであるため、本会議において京都大学創立百二十五周年記念事業委員会幹事会から報告し、事業委員会の了承を得たもの。

3. 京都大学立看板規程の制定について
立看板の設置に關し必要な事項を定めるため、京都大学立看板規程を制定する旨説明があり、協議の結果、一部必要な修正を行うことで了承された。

【 報 告 】

1. 戦略調整会議における発議について

平成29年11月14日開催の部局長会議及び11月28日開催の教育研究評議会で総長からプロボストに対し要請のあった「指定国立大学法人構想に掲げられた各種取組の実現に向けた検討」について、11月30日開催の第1回戦略調整会議において、プロボストから発議したことについて、報告があった。

2. 内部監査の結果について

平成29年5月から9月に実施した外部資金等に関する内部監査の結果について報告があった。

3. 第12回京都大学ホームカミングデイの開催結果について

平成29年11月3日（金）に開催された第12回京都大学ホームカミングデイについて報告があった。

4. その他

- 平成30年度京都大学大学入試センター試験実施に伴う警備について説明があった。
- 平成29年12月7日（木）に開催された国立大学協会政策会議及び理事会における議論について報告があった。

平成29年度 第8回 教育研究評議会 議事録

日時：平成29年12月19日（火）13：30～14：10

場所：本部棟5階大会議室

出席者：山極総長

阿曾沼、稻葉、川添、北野、佐藤（直）、湊、森田、洲崎、塩見、淺田、上本、稻垣（暢）、
北村、大嶋、榎木、平田、南川、水谷、平野、畠、平島、文、梶山、黒澤、繩田、裏出、
村上、稻垣（恭）、楠見、矢野、中山、加藤、杉山、宮本、小山、石原、平藤、太田、
玉田、山本（章）、木上、垣塚、佐藤（文）、寶、池田、舟川、勝見、中西、若林、時任、
高木、開、岸本、渡邊、中川、青木、溝端、山田、川端、河野、山中、中村、中野、山下、
吉川、村中、引原

以上各評議員

欠席者：金子、湯本

以上各評議員

前回議事録の確認

平成29年11月28日（火）開催分の議事録（案）について、確認のうえ、原案どおり承認された。

【議事】

1. 国立大学法人京都大学教職員給与規程等の一部改正について

以下の規程等の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

- ①国立大学法人京都大学教職員給与規程
- ②国立大学法人京都大学外国人教師就業規則

2. 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程等の一部改正について

以下の規程の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

- ①国立大学法人京都大学教職員退職手当規程
- ②国立大学法人京都大学役員退職手当規程

3. 京都大学立看板規程の制定について

立看板の設置に関し必要な事項を定めるため、京都大学立看板規程を制定する旨説明があり、審議の結果、了承された。

【 報 告 】

1. 戦略調整会議における発議について

平成29年11月14日開催の部局長会議及び11月28日開催の教育研究評議会で総長からプロボストに対し要請のあった「指定国立大学法人構想に掲げられた各種取組の実現に向けた検討」について、11月30日開催の第1回戦略調整会議において、プロボストから発議したことについて報告があった。

2. その他

- ・ 国立大学に関する平成30年度予算案の動向について報告があった。

平成29年度 第16回 役員会議事録

(平成29年12月19日開催分)

〔出席者〕

山極総長

阿曾沼理事、稻葉理事、川添理事、北野理事、佐藤理事、湊理事、森田理事

〔オブザーバー〕

有賀副学長、徳賀副学長、村中副学長、山本副学長、東島監事

- 平成29年度第15回役員会議事録（案）について、了承された。

議 事

1. 国立大学法人京都大学教職員給与規程等の一部改正について

以下の規程等の一部改正について説明があり、審議の結果、原案どおり決議した。

- ①国立大学法人京都大学教職員給与規程
- ②国立大学法人京都大学外国人教師就業規則

2. 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程等の一部改正について

以下の規程の一部改正について説明があり、審議の結果、原案どおり決議した。

- ①国立大学法人京都大学教職員退職手当規程
- ②国立大学法人京都大学役員退職手当規程

3. 京都大学立看板規程の制定について

立看板の設置に関し必要な事項を定めるため、京都大学立看板規程を制定する旨説明があり、審議の結果、原案どおり決議した。

4. 吉田寮生の安全確保についての基本方針について

吉田寮生の安全確保についての基本方針について説明があり、審議の結果、原案どおり決議した。

平成29年12月19日
担当：法規企画掛 中谷

決 裁 日：平成29年12月19日
発 送：平成29年12月19日
文書記号番号：達示第 68. 69 号

会議承認日：平成29年12月12日 部局長会議 了承
平成29年12月19日 教育研究評議会 了承
平成29年12月19日 役員会 決議

案	規程名	頁	達示
1	京都大学学内掲示等規程の一部を改正する規程	1	68
2	京都大学立看板規程	2	69

京都大学学内掲示等規程の一部改正について

京都大学学内掲示等規程の一部を改正する規程 案
京都大学学内掲示等規程（昭和23年告示第13号）の一部を次のように改正する。
(内容については、新旧対照表のとおり。)

附 則
この規程は、平成30年5月1日から施行する。

改 正 理 由

京都大学立看板規程（平成29年達示第69号）の制定に伴い、立看板に係る規定を削除するため、所要の改正を行おうとするものである。

京 都 大 学 学 内 掲 示 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 学内周知を目的とする掲示、放送、配布用または撒布用の印刷物、伝單、流旗、プラカード、<u>立看板</u>および広告類の取扱いは、公用のものを除きこの規程による。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については、関係部局の指示に従わなければならない。<u>なお、立看板は、縦220センチメートル、横40センチメートル以内のものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条 学内周知を目的とする掲示、放送、配布用または撒布用の印刷物、伝單、流旗、プラカードおよび広告類の取扱いは、公用のものを除きこの規程による。</p> <p>第6条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については、関係部局の指示に従わなければならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年5月1日から施行する。</p>

京都大学立看板規程 案

平成29年12月19日
達示第69号制定

第1条 立看板の取扱いは、京都大学（以下「本学」という。）又は部局が設置するもの（第12条に規定するものを除く。）を除き、この規程による。

第2条 立看板の設置は、京都大学学内団体規程（昭和26年達示第3号）により総長が承認した団体が行うものに限る。

第3条 立看板は、本学が別に指定する場所以外に設置してはならない。

第4条 立看板は、縦200センチメートル、横200センチメートル以内のものとする。

第5条 立看板を設置する団体は、当該立看板の前面に、設置する団体名、設置に係る責任者（以下「設置責任者」という。）の氏名、連絡先及び設置期間を明記しなければならない。

第6条 立看板の設置期間は、当該立看板を設置した日から30日以内とする。

第7条 第2条及び前条の規定にかかわらず、2月20日から4月20日までの間は新入生の勧誘を目的とする立看板を、10月15日から当該年度の11月祭終了日までの間は11月祭に係る立看板を、本学の学生団体が設置することができる。

第8条 第3条で指定する場所に、同一の団体が同時に設置することのできる立看板は、1枚とする。

第9条 立看板は、破損、落下、倒壊等による通行への妨げ及び人身への危険がないよう、安全に配慮して設置しなければならない。

2 立看板の設置責任者は、設置期間を経過したときは、直ちに当該立看板を撤去しなければならない。

3 台風、強風等により立看板の破損、落下、倒壊等のおそれがある場合、立看板の設置責任者は、あらかじめ当該立看板を撤去しなければならない。

第10条 本学は、本規程に違反する立看板について、当該立看板の設置責任者に撤去を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、本学は、台風、強風等により立看板の破損、落下、倒壊等のおそれがある場合及び長期休業期間に入る前に、立看板の設置責任者に当該立看板の撤去を求めることができる。

3 前2項の規定により撤去を求めたにもかかわらず、立看板が撤去されない場合、本学は、当該立看板を撤去することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、緊急やむを得ず撤去する必要がある場合、本学は、立看板の設置責任者に撤去を求めることなく、当該立看板を撤去することができる。

5 前2項の規定により立看板を撤去した場合、本学は、当該立看板の設置責任者に対して当該撤去に要した費用の償還を求めることができる。

6 第3項又は第4項の規定により本学が立看板を撤去した後30日以内に、当該立看板の設置責任者から返還の求めがない場合、本学は、当該立看板を廃棄することができる。

第11条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、本学が別に指定する場所以外に立看板を設置しようとする者は、設置しようとする敷地を管理する部局の長が特に必要と認めた場合、当該敷地に立看板を設置することができる。

2 第4条から第6条まで、第9条及び第10条の規定は、前項の立看板に準用する。この場合において、「本学」とあるのは「敷地を管理する部局の長」と読み替えるものとする。

第12条 本学又は部局が主催若しくは共催し、又は幹事等となりその開催に関与する国際会議、講演会、研究会、研修会、式典その他の行事を案内する立看板の取扱いは、施設担当の理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

制 定 理 由

本学における立看板の取扱いについて必要な事項を定めるため、この規程を制定しようとするものである。